

令和 7 年つくば市議会定例会 6 月定例会議

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理 月日	件 名	提出者の住所 氏 名	陳情趣旨
陳情 6 第 16 号	3・24	つくば市生活保護行政が 日本国にとって真の「歴 史的な汚点」とならない ための陳情	東京都渋谷区■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■	別 紙
陳情 7 第 1 号	5・30	榊原アリーゼ議員の、つ くば市議会議員として、 つくば市民としての義務 を果たすよう要望する陳 情書	千葉県流山市■■■■■■■■■■ ■ ■■■■■	別 紙



陳情 6 第 16 号

つくば市生活保護行政が日本国にとって 真の「歴史的な汚点」とならないための陳情

令和 7 年 (2025 年) 3 月 23 日

つくば市議会議長 黒田 健祐 様

陳情者

住所：東京都渋谷区

氏名：

連絡先：

[陳情趣旨]

私は令和 2 年 10 月から令和 6 年 3 月 31 日までつくば市社会福祉課に在籍し、その期間、私が実際に目の当たりにした事や体験した事について、可能な範囲で改善したほうが良いのではと思ったため、令和 6 年 7 月 28 日につくば市議会へ陳情を行ったところです。

現在、つくば市では当時と比較し改善に向けた動きがあると伺っております。その中で請願特別委員会が開催され、委員会の動画を拝聴したところ事実をベースとした現実的な議論が行われていることを知りました。執行部の管理職、この案件に従事した係員、請願者、市議会議員や事務局の皆様へは感謝しかありません。特に動画の中で「歴史的な汚点になる」と発言があり、大変熱心に議論頂けていることに感謝申し上げます。その中で日本国の生活保護行政にとってつくば市福祉事務所が真に「歴史的な汚点になる」ことを防ぐため、また再発防止のために以下の陳情を行います。

[陳情事項]

- イ) なぜ、会計検査院からの指摘だけでなく職員からの誤りの指摘が複数回あったにもかかわらず、是正できなかったのか。なぜ、茨城県からの生活保護法第 23 条に基づく監査に対して虚偽の報告を行ってしまったのか。なぜ、ここまでの事態になってしまったのか。つくば市社会福祉課の過去の反省をもとに全容を把握した上で実効性のある再発防止策を作成する観点から一切の懲戒処分を行わない確約等の最大限の配慮をした上で該当職員から聞き取り調査を行うことを望みます(主体・方法は不問。納税者の市民・国民が納得する程度のもの)
- ロ) 上記の担保のために、私以外のつくば市生活保護行政へ関わった当該担当職員について一切の懲戒処分を行わないことを任命権者へ求める意見書の提出を行うことを望みます。
- ハ) 懲戒処分を行わないことは、別添している「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成 21 年 3 月 9 日社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の報告書(1)記入要領に記載がある報告や精算方法にも影響があるため、結論として処分を行わないものの懲戒処分相当の状況であれば、上記通知への適切な予算措置等について自主的な対応を望みます。

以上が陳情内容となります。万が一該当職員に対しての聞き取り調査だけでは情報が不足する等、より過去の状況の確認が必要な場合は私自身が保有する記録等について共有することも可能(無料)です。その際は、日中は業務があるのでメールにてお気軽にご連絡いただけると幸いです。

511 9u

社援保発第0309001号

平成21年3月9日

一部改正

平成28年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について

保護の実施機関においては、生活保護費の支給等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生しており、このことは生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

会計検査院の平成19年度決算検査報告においても、実地検査した212福祉事務所のうち43福祉事務所における現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失(以下、「現業員等による詐取等」という。)の事態について、また、167の福祉事務所において、現業員等による詐取等が発生した上記43福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられた旨の指摘がなされており、実施機関における相互けん制等の内部統制を十分機能させることなどによる生活保護費の支給等事務の適正な実施及び不正事案の再発防止について是正改善措置が求められたところである。

各自治体におかれては、詐取等を行った現業員等に対し懲戒処分等の厳正な措置が講じられているところであるが、今後、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所は勿論のこと、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所についても不正事案が発生しないよう、その再発または発生の防止対策を更に徹底する必要がある。

また、当該詐取等により不適正支出された生活保護費負担金については、その適正な精算を行い返還手続きを講じる必要がある。

については、下記の事項に留意の上、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその不正事案の再発等防止対策を講じ生活保護行政の適正な運営に資するよう、実施機関を指導されたい。

記

1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について

- (1) 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現

金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導するとともに、生活保護法施行事務監査等において事務処理規程等が遵守されているか及び自主的内部点検が適切に行われているかを確認すること。なお、確認の際は以下の点について特に留意し、組織的な相互点検及び牽制が機能しているか検証すること。

- ・遺留金品や未支給保護金品の管理方法は適切か。
- ・通帳やキャッシュカード、小切手及び未支給保護金品等は金庫等に保管され、管理職員が鍵を管理する等、適切に管理されているか。
- ・返還金及び徴収金を現業員が現金で徴収することがないか。
- ・前途資金口座の通帳残高及び現金の残額と出納簿を突合する等、定期的に確認しているか。

（２）生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。

（３）現業員等が、虚偽の保護決定調書を作成し架空の生活保護費の支給手続き等を行い、生活保護費を詐取、領得した事例が発覚したことから、今後このような事例を防止するため、査察指導員等が、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付等の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。特に、停廃止ケースや失踪等で所在がつかめなくなったケースに対し、支給の停廃止等の処理が正しく行われているかを確認するとともに、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。

（４）生活保護費の支給事務に当たっては、多くの自治体において電算システムを導入し業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部の自治体において、電算システムの中で支給決定に当たっての決裁機能が組み込まれておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

また、システム管理者権限を持つ者が経理担当を兼務していたため、虚偽の会計書類や保護決定調書等を偽造することで多額の保護費を詐取していた事案も発覚したところである。

このような取扱いは、現業員等の詐取等につながる恐れがあり、決裁を経ずに生活保護費の支給手続きを行うことは決してあってはならないものである。

生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機

能を活用するなどの方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。

なお、指導にあたっては特に以下の点について留意すること。

- ・事務処理規程が電算システム導入前のものである等、実態と乖離していないか。
- ・電子決裁について、決裁権者が確認することなくシステム管理者権限を持つ者や経理担当者等が事実上代行していないか。
- ・システム管理者権限を持つ者が現業員や経理事務担当者を兼ねていないか。
- ・保護費支給の際、複数職員が確認することなく支出される体制となっていないか。

（５）電算システムを運用するうえで、不正アクセスや改ざん防止、暗号化等のセキュリティ対策を行うとともに、動作履歴（以下、「ログ」という。）を保存し、誰がいつ、どのような操作を行ったか、追跡可能な記録が残されているかを確認すること。

また、確認にあたっては、以下の点及び電算システム等から出力される個人情報等の取扱いについても検証し、情報漏えい等を未然に防止する情報管理体制の整備を図るよう指導すること。

- ・電算システムのデータ及びログについて定期的にバックアップを行う等、不測の事態への対策がなされているか。
- ・電算システムの操作権限について、職務上必要な権限のみを付与するとともに、異動等が生じた際は速やかに権限を変更・削除しているか。特に、同一のアカウントを複数の職員が使い回すことのないよう確認すること。
- ・外部記憶装置にデータ等をバックアップする際には、必要に応じて暗号化等の処理を行う等、記録媒体が適切に管理されているか。

2 現業員等による詐取等不正事案の把握及び指導監査時の確認について

（１）現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに別添１により厚生労働省へ報告すること。

（２）上記（１）に係る事案については、その後の処置状況が確定次第、速やかに別添２により厚生労働省へ報告すること。

（３）各実施機関における上記１の実施状況を指導監査等を通じ確認し、履行状況が不十分な場合は改善のための必要な技術的助言を行うこと。

3 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

生活保護費国庫負担金の精算については、（１）又は（２）により行うこととなるので、管内実施機関に対して周知すること。

（１）現業員等による詐取、領得事案に係る精算の方法について

現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、「生活保護費等の国庫負担について」（平成２６年３月２４日厚生労働省発社援０３２４第２号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）の１６により事業実績報告の訂正を行うこと。

ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）第１７条第１項を適用し交付決定の取消を行う。

（２）現業員等による事務け怠、亡失事案に係る精算の方法について

事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、交付要綱の別紙様式８の別紙１「生活扶助費等国庫負担金精算書」、別紙２「医療扶助費等国庫負担金精算書」及び別紙３「介護扶助費等国庫負担金精算書」の「返納金、徴収金、その他の収入」欄に、国庫負担金の精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。

なお、当該精算額については、不納欠損額には計上しないこと。

12-1-2（現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について）
報告書（1）記入要領

1. この報告書は、現業員等に係る不正事案について作成すること。
不正事案とは、生活保護業務に関連して、現業員等が生活保護費を詐取・領得した場合、事務懈怠（懲戒処分を受けたものに限る。）をした場合、及び生活保護費の亡失をした場合を指す。
2. 在職期間については、不正行為を行った部署における在職期間を記入すること。
3. 不正行為金額については、不正行為が複数回ある場合は、別添により不正行為一覧表を別に作成の上、提出すること。
4. 不正行為に係る事実の詳細については、本件不正行為の手段、方法を含め具体的に記入すること。
また、本件不正行為の証跡が明らかになる関係書類を提出すること。
5. 不正行為の発生原因については、福祉事務所における業務上の欠陥がどのようなところにあったのかを含め具体的に記入すること。（業務のフローチャート図を添付し、どこに業務上の欠陥があったのか図示すること。また、正規の業務の取り扱いと不正行為発生時に行っていた業務の取り扱いと対比をさせ問題点を明記すること。）
6. 都道府県、指定都市への報告については、本件不正行為について当該福祉事務所から報告を行った日付を記入すること。

12-1-2 (現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について)
報告書(2) 記入要領

1. この報告書は、現業員等に係る不正事案について作成すること。
不正事案とは、生活保護業務に関連して、現業員等が生活保護費を詐取・領得した場合、事務懈怠(懲戒処分を受けたものに限る。)をした場合、及び生活保護費の亡失をした場合を指す。
2. 在職期間については、不正行為を行った部署における在職期間を記入すること。
3. 不正行為金額については、不正行為が複数回ある場合は、別添により不正行為一覧表を別に作成の上、提出すること。
4. 不正行為に係る事実の詳細については、本件不正行為の手段、方法を含め具体的に記入すること。
また、本件不正行為の証跡が明らかになる関係書類を提出すること。
5. 不正行為の発生原因については、福祉事務所における業務上の欠陥がどのようなところにあったのかを含め具体的に記入すること。(業務のフローチャート図を添付し、どこに業務上の欠陥があったのか図示すること。また、正規の業務の取り扱いと不正行為発生時に行っていた業務の取り扱いと対比をさせ問題点を明記すること。)
6. 都道府県、指定都市への報告については、本件不正行為について当該福祉事務所から報告を行った日付を記入すること。
7. 不正行為発覚後の処置については、不正行為により生じた損害額の確定等について、以下の点に留意のうえ記入すること。
 - (1) 不正行為金額に係る国庫負担金の精算処理状況については、「生活保護費等の国庫負担について」(平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331012号 厚生労働事務次官通知)の別紙様式8「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について」の別紙1「生活保護費等国庫負担金精算書」における精算の方法について記入すること。
 - (2) 実施機関が講じた再発防止策については、不正行為時と再発防止策を講じた後の業務の流れ図を作成し、改善された点もあわせて記入すること。(図表可)
8. 懲戒処分等、刑事・民事訴訟については、その有無・内容について記入すること。

生活保護に係る不正事案報告書 (1)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の 所属部署名		在 職 期 間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る 事実の詳細				
不正行為の発生 原因 (具体的、詳細 に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日		平成 年 月 日		

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

生活保護に係る不正事案報告書 (2)

福祉事務所名		作成年月日：平成 年 月 日	
不正行為者氏名		官職名	
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
不正行為に係る事実の詳細			
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)			
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日：平成 年 月 日			
不正行為発覚後の処置 (損害額の確定方法等)			
不正行為金額に係る処 理状況 (予定を含む)			
実施機関が講じた 再発防止策の概要 (具体的、詳細に)			
懲戒処分等、刑事・民事訴訟について			
懲戒処分等	有・無	処分内容	
刑事訴訟	有・無	訴訟内容	
民事訴訟	有・無	訴訟内容	
備 考			

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。



陳情 7 第 1 号

2025年5月30日

つくば市議会議員

黒田健祐 様

榊原アリーゼ議員の、つくば市議会議員として、

つくば市民としての義務を果たすよう要望する陳情書

陳情者 住所 千葉県流山市

氏名

連絡先

携帯電話

陳情趣旨

・ことは平成30年12月11日、当方の娘（）、に対し榊原アリーゼ氏が殴る等の暴行を加えられた事件に遡ります。

この事件で、娘は約2週間の安静加療を要する顔面打撲・座礁の傷害を負わせた行為にとどまらず、令和2年6月18日午前10時30分ごろから、同日午前11時ころまでの間、茨城県つくば市  所在の 

、榊原アリーゼ方居室内において、娘に対し暴行を加え、1週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径

部、右手、右肩及び胸部挫傷を負わせた事件がありました。

刑事事件で有罪にしたかったのですが、当時、榊原アリーゼ氏は、割賦購入できなかった状況でした。それで、娘は身代わりとなり、娘名義で車を割賦購入し、その車を榊原アリーゼ氏が乗っていたという事情がありました。

また、任意保険に加入していなく、事故を起こされて賠償能力がなかった場合、こちらに責任が及ぶのを避けたいという背景もありました。

女性の裁判長からは取り下げないようにと促されましたが、やむなく告訴を取り下げ示談することにしました。

示談内容として娘名義の車の引き渡しと、金 100 万円を振り込む等の内容で和解しました。示談金 20 万円はすぐに支払われました。残りは令和 2 年 8 月から同年 10 月まで毎月末日限り、20 万円ずつ、令和 2 年 11 月から令和 3 年 2 月まで毎月末日限り 5 万円ずつ、という条件でした。

しかし、示談金の振込は榊原アリーゼ氏の保証人の兄弟からも次第に無くなり、弁護士の先生の相談し、支払期日は令和 7 年 3 月末日とし再度督促をしていただきました。

その結果、たびたびの督促により令和 7 年 1 月 21 日に 40 万円支払われました。

しかし、期日までに全額支払われることはありませんでした。そのため、損害賠償請求事件の少額訴訟の審理の裁判を令和 7 年 4 月に入りすぐ依頼

し、書類を作成していただきました。その後、弁護士の先生からは、訴状作成等の手付金の請求がありました。その金額は 16 万 5 千円でした。

その後、令和 7 年 5 月 17 日に示談金の残額 402,172 円が振り込まれたとの連絡をいただきましたが、時すでに遅しです。

この内容では、当方に手付金の負担義務はないと思います。

このような背景がありましたので、つくば市議会議員として、つくば市民としての義務を果たすよう陳情する次第です。

議員皆様のご賛同をお願いいたします。

資料として当時の文章を資料として提出いたします。

陳情事項

- ・直ちに損害賠償請求事件の少額訴訟手付金 16 万 5 千円の支払を求めます
- ・指定した期日に遅れた理由の説明を求めます

示 談 書

■ (以下「甲」という。)、榊原アリーゼ (以下「乙」という。)
及び ■ (以下「丙」という。) は、本日、以下のとおり合意した。

1 乙は、甲に対し、乙の甲に対する現在までの以下(1)及び(2)の暴行を含む全ての行為 (以下「本件」という。) により、甲に多大な肉体的・精神的苦痛を与えたことを深く謝罪し、甲はこれを受け入れる。

(1) 乙が、令和2年6月18日午前10時30分ころから同日午前11時ころまでの間、茨城県つくば市 ■ 所在の ■
■ 乙方居室内において、甲に対し暴行を加え、甲に1週間の安静、加療を要する右上腕、下口唇、右顎、左手関節、右下腿、右鼠径部、右手、右肩及び胸部挫傷の傷害を負わせた行為

(2) 乙が、平成30年12月11日、甲に対し殴る等の暴行を加え、甲に約2週間の安静、加療を要する顔面打撲・挫傷の傷害を負わせた行為

2 乙は、甲に対し、本件の示談金として金100万円の支払義務があることを認める。

3 乙は、甲に対し、本日、前項の金員のうち金20万円を支払い、甲はこれを受領した。

4 乙は、甲に対し、第2項の金員から前項の金員を控除した残額の金80万円を、次のとおり分割して、甲指定の下記口座へ振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。乙が当該支払を怠った場合には、乙は甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

(1) 令和2年8月から同年10月まで毎月末日限り 20万円ずつ

(2) 令和2年11月から令和3年2月まで毎月末日限り 5万円ずつ

記

■ 銀行

■ 支店 ■ ■

- [REDACTED]
- 5 丙は、甲に対し、乙の甲に対する第4項の債務を連帯保証する。丙は、甲代理人に対し、自己の勤務先の情報を提供し、令和3年2月末日までに勤務先が変更となった場合には、変更後の勤務先の情報を甲代理人に告知する。
 - 6 乙は、甲に対し、本日、乙が所持する甲所有の自動車（[REDACTED]、登録番号：[REDACTED]、車台番号：[REDACTED]。以下「本件自動車」という。）の鍵を交付し、甲はこれを受領した。乙は、本件自動車に関する所有権（持分）及びすべての請求権を放棄する。
 - 7 甲は、乙に対し、本日、甲が所持する第1項(1)記載の乙方の鍵を交付し、乙はこれを受領した。
 - 8 乙方内に存する甲の所有物につき、乙は、甲から令和2年7月末日までに物品を特定の上引渡しの要求がされた物品について、乙方内を確認の上、乙において見つけることができた物品を、同年8月15日までに郵便で甲代理人の住所宛に送ることとする。甲は、令和2年7月末日までに引渡しの要求をしなかった乙方内の甲の所有物については、所有権を放棄し、乙において処分されても異議を述べない。
 - 9 乙は、乙が所持する甲に関するデータを全て消去し、今後、本示談書の履行のためその他のやむを得ない場合を除き、その意思に基づいて、甲及び甲の親族に接触せず、一切の連絡をとらないことを確約する。乙が本条に違反して甲に接触又は連絡を取った場合には、甲に対し、違約金として金300万円を支払う。
 - 10 甲は、本件について、乙からの謝罪を受け入れ、乙の刑事処罰を求めない。甲は、乙に対する第1項(1)及び(2)の行為にかかる申告を含む一切の告訴及び被害届を取り下げ、今後、本件について告訴及び被害届の提出を行わない。
 - 11 甲、乙及び丙は、甲乙間及び甲丙間に、本示談書のほか、それぞれ何らの債権債務関係が存しないことを確認する。

令和 2 年 7 月 20 日

(甲)

住所：

千葉県松戸市

氏名： 甲代理人

(乙)

住所：

千葉県松戸市

氏名：乙代理人弁護士

(丙)

住所： 茨城県かすみがうら市

氏名：